

さらに「行動する消費者」となるために

消費生活モニター



店内の作業場で、実際に使用されている計量器を見学し、説明を受けました。

市から委嘱されたモニターが、定期的に食品や生活用品の価格と内容量を調べ、消費生活についての意見などをお寄せいただいています。14年度は15人の皆さんが活動しています(15年度のモニターは、本紙3月号で募集予定)。

11月1日の計量記念日にちなみ、10月30日、市内のスーパーマーケットで、食品に表示された内容量が正確かどうかを確かめる計量調査を行いました。その結果、9品目45点の食品の重さは、すべて計量器の誤差の範囲内で、正確な重さが表示されていました。



店内から、肉、魚、野菜など、実際に計量する食品9品目を5つずつ選びました。



包装されたままの食品の重さを計り、ラップやトレーなどの風袋ふうたいの重さを差し引き、内容量を計算します。

消費者大学講座



消費生活についての知識を深めるための講座。本紙3月号で15年度の受講生を募集予定。



出前講座

対象：学校、職場、老人会、婦人会などのグループ
 内容：職員や相談員が出向き、悪質商法や多重債務問題などについて話します(無料)
 申し込み：市消費生活センター

悪質商法の被害に遭わないためには、日ごろどんなことに気をつければいいの?



うまい話にご用心



中途半端な態度が一番危険です。必要のないものは、はっきり断りましょう

説明内容は契約書面でしっかり確認



悪質商法から身を守るための5カ条

日ごろから、被害防止策を考えておく



おかしいな、と思ったら早めにご相談ください。契約後でもクーリング・オフができる場合があります



「クーリング・オフ」ってどんな制度?



販売員の強引な勧誘で、十分な情報や冷静に考える時間もないままに交わした契約を、頭を冷やして(cooling)契約から離れる(off)機会を与える制度です。訪問販売や電話勧誘販売などの場合は、契約書を受け取ってから8日以内なら、無条件で解約できます(商品やサービスによっては、クーリング・オフできないものもあります)。

クーリング・オフすると

支払った代金はすべて返金されます。違約金なども請求されません。購入した商品は販売会社の費用負担で引き取ってもらい、工事の場合も原状回復してもらうことができます。

クーリング・オフの方法

契約書を受け取った日を含め8日以内に、必ず書面で契約の相手方に通知します(クレジット契約の場合は、クレジット会社にも)。書面はコピーをとり、大切に保管します。

配達記録郵便か簡易書留で送ると安心です

販売(工事)会社住所
 代表者名

契約解除通知
 平成 年 月 日に契約しましたが、この契約を解除します。
 平成 年 月 日
 氏名 住所

解除の理由は必要ありません